

「東三河の魅力を発信するポータルサイト作成事業」業務委託先募集要項

愛知県は、東三河県庁（仮称）の設置を契機に、農業、商業、工業などの豊かな産業資源や、多様な自然環境に恵まれた東三河地域の魅力を情報発信することとしており、その具現化のため、国の「緊急雇用創出事業基金」を活用して次の事業を公募により実施することとし、業務委託先を募集します。

1 事業の目的について

東三河地域の魅力を発信するため、観光、産業及び生活情報など、地域の情報の玄関口となるポータルサイトを作成し、併せて、東三河地域の県関係機関の活動を積極的に情報発信するためのポータルサイトとしても活用する。

2 提案内容について

- (1) 各コンテンツを集約するためのトップページの製作
 - (2) 東三河の魅力を発信するためのコンテンツの製作
 - (3) 東三河地域の県地方機関を分かりやすく情報発信する仕組み
 - (4) 東三河地域単位にまとまっていると便利な生活情報の整理
 - (5) 24年度以降のホームページの充実等に関する事項 など
- 詳細は、別紙「業務委託基本仕様書」をご覧ください

3 事業の委託について

(1) 委託の方法

事業実施にあたっての企画提案を公募で広く募り、最も優れた企画提案事業者を1者選定します。業務仕様及び契約金額を委託金限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結します。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとします。

(2) 委託金限度額

委託金額の上限は22,000,000円（消費税及び地方消費税込み）とします。なお、契約保証金については、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の2に基づき、契約金額の百分の十の金額とします。ただし、同規則第129条の3第3号に該当する場合は、契約保証金の全部を免除します。

(3) 委託契約期間

契約締結の日から平成24年3月31日まで

(4) 委託の要件

本事業は、国の緊急雇用創出事業基金を活用して行うため、「緊急雇用創出事業基金実施要領」に規定する要件を遵守するものとします。

主な要件については、以下のとおりです。

当該事業のために新たに失業者を雇用すること。

失業者の雇用にあたっては、雇用通知書や雇用契約書など書面により行うとともに、労働諸法を遵守すること。（例．完全歩合（完全出来高）制は認められません。）

新規雇用する失業者の人数は7人以上とすること。

委託料に占める新規雇用失業者の人件費の割合は50%以上とすること。

（注1）

人件費とは、賃金のほか、通勤手当、賞与、退職手当等社内規定において労働者に対する支給が義務づけられているもの、社会保険料及び労働保険料の合計額に1.05（消費税等）を乗じた額となります。

本契約は概算契約であり、新規雇用失業者の人件費について、実支出額が契約時に予定した金額（契約書の「6 雇用の内容」に記載した金額）を下回る場合、その差額分を契約金額から減額すること。

受託者が想定する新規雇用失業者の雇用期間を雇用就業計画書に記載し、受託者は実績においてこれを下回らないよう最大限の努力を払う義務を負うこと。

新規雇用失業者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。ただし、新規雇用失業者の雇用期間が6ヶ月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

失業者を雇用する場合、受託者は、当該失業者が過去において他の緊急雇用創出事業により雇用された期間と通算して1年以内となることを確認する義務を負うこと。

新規雇用失業者の1か月あたりの勤務日数は少なくとも10日以上とし、同一の者を2ヶ月以上雇用する場合は、勤務する月が連続していること。

新規雇用失業者の1日あたりの平均勤務時間数は少なくとも4時間以上とすること。

新規雇用失業者及び者既雇用者が業務に従事する場合、業務日誌等によりその従事状況（日数、勤務時間数、勤務時間、従事内容）が把握できるように書類を整備すること。

新規雇用にあたっては公共職業安定所へ必ず求人申込み（ ）を行うこと。

また、民間求人誌等による他の求人活動も可。

受託者がシルバー人材センターとなる場合は不要

前記の から の条件に違反した場合は、当該委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わない場合があること。

契約後速やかに新規雇用予定者数、雇用予定期間等を報告すること。

雇用状況等の調査をする場合があること。

事業完了時に失業者の雇用に関する実績報告の提出義務があること。

事業完了検査では労働関係帳簿等（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）の閲覧等を

求めることがあること。

なお、本基金事業は平成30年度まで会計検査院の検査対象事業となるので、事業終了後についても関係書類を保管し、委託者から関係書類の閲覧、写しの提出を求められた場合は最大限協力する義務を負うこと。

4 応募及び説明会について

(1) 応募資格

応募の資格者は法人その他の団体とし、東三河の魅力を発信するためのサイトの製作において優れた企画力・技術力・ノウハウ等を有し、次の要件を全て満たす者として

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

「愛知県入札参加資格者名簿」の(大分類)「3. 役務の提供等」のうち、(中分類)「08. コンピュータサービス」(ただし、希望順位が1のものに限る)(小分類)「Webページ作成」に登録されている者であること。

企画提案書の提出期限において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。

「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年3月31日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。

(2) 説明会の開催

応募を希望される方を対象に、下記の説明会を開催します。

開催日時

平成23年10月11日(火) 午前10時30分から午前11時30分まで

開催場所

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1

愛知県庁東大手庁舎4階 第403会議室

参加申込方法

参加申込は下記のとおり電子メールで行います。

- ・電子メールのタイトルに「東三河の魅力を発信するポータルサイト作成事業 公募説明会への参加について」と記載します。
- ・本文中に1. 貴社(団体)名、2. 参加者氏名、3. 連絡先(電話番号・メールアドレス)を記載します。
- ・送信期限は平成23年10月7日(金)までです。

・電子メールの宛先は < somubu somu@pref.aichi.lg.jp > です。

(3) 企画提案書等の提出

当事業の受託を希望される方は、別紙「企画提案書記載要領」により作成し、持参、郵送（配達証明に限る）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出してください。

なお、企画提案書は1者1事業とします。

提出書類

- (ア) 「東三河の魅力を発信するポータルサイト作成事業」委託業務企画提案書（表紙）
- (イ) 企画提案書（様式1、内容20枚まで）
- (ウ) 運営管理体制書・総括責任者の経歴書（4枚まで）
- (エ) 事業費積算書（様式2、4枚まで）
- (オ) 誓約書（様式3）
- (カ) 企画提案書の非開示願（様式4、必要な方のみ）
- (キ) 雇用就業計画書（様式7-1）
- (ク) 提出者の概要（団体概要等）がわかる資料

提出部数

上記(ア)から(エ)は正1部、副6部、上記(オ)から(ク)は1部

提出期限

応募書類提出期限は平成23年10月21日（金）午後5時（必着）

提出場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3 - 1 - 2

愛知県総務部総務課東三河県庁設置準備グループ宛

提出のあった企画提案書についての取り扱い

- ・採用となった企画提案書については、愛知県総務部総務課において誰でも閲覧できるものとします。
- ・不採用となった企画提案書について情報公開請求があった場合は、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断します。
- ・企画提案に係る費用は、応募者の負担とします。

(4)応募に関する問い合わせ先

名古屋市中区三の丸3 - 1 - 2

愛知県総務部総務課東三河県庁設置準備グループ（糟谷、吉田）

電話 052-961-2111（内線2106）、F A X 052-954-6901

5 企画提案の選定について

提出された企画提案書について、県が設置する審査委員会においてプレゼンテーションにより選定します。11月2日（水）の午後に1社あたり15分程度のプレゼンテーション予定しています。審査の詳細（場所や説明順等）は後日通知します。

また、提案が5社以上あった場合は、事前に1次審査（書面審査）を行い、その結果を10月28日（金）までに応募者宛に通知します。

(1)審査基準

審査委員会で以下の項目などについて評価し、総合的な審査を行います。

【企画提案能力】

トップページに関する提案

- ・ 構成、体系が適切である。
- ・ デザインが魅力的な内容である。

コンテンツの提案

- ・ 東三河の魅力が適切に発信できる項目や内容である。
- ・ 県民の皆さんからの投稿が期待できるものである。
- ・ 東三河地域の県地方機関の情報の発信内容や手段が斬新である。
- ・ 生活情報の整理が適切である。

管理運営のしやすさ

- ・ 運営経費が安価で、県担当者による更新作業が容易である。

WEBサイト全体に関する提案

- ・ 各ページのデザインが魅力的な内容である。
- ・ 閲覧者が利用しやすいものとなっている。
- ・ 映像、画像の積極使用など、閲覧者が増える工夫がされている。

【業務遂行能力】

事業実施の基本的な運営方針

事業の目的を十分に理解し、スケジュール及び個別の事業計画が適切である。

新規雇用者の基本的な活用方針

新規雇用者の募集・選考方法及び業務役割分担が具体的かつ適切である。

事業費の妥当性

予定金額の積算が事業内容と比較して適切である。
その他必要な提案
その他に独自の工夫がある。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、全提案者に対して郵送で通知します。

(3) その他

審査委員会は非公開です。審査の経過等に関する問合せには応じないこととします。
企画提案書はお返ししません。

6 進捗状況の確認について

委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行ってください。また、指定期日に「東三河の魅力を発信するポータルサイト作成事業」進捗状況報告書を提出してください。

7 スケジュール（予定）

平成23年10月11日 説明会の開催
平成23年10月21日 企画提案書の提出期限
平成23年11月 2日 審査委員会による選定
平成23年11月上旬 委託先の決定、契約
平成23年12月下旬 第1回進捗状況報告書の提出
平成24年 2月下旬 第2回進捗状況報告書の提出
平成24年3月31日 実績報告書の提出

8 その他

本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力してください。

受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならないものとします（契約終了後も同様とする）。